

平成 25 年度 第 3 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 26 年 2 月 10 日（月）14 時 00 分 分館会議室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一（埼玉大学 経済学部教授） 委員 尾崎 晴男（東洋大学 総合情報学部教授） 委員 平岡 直也（あおい総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 斉藤新太郎 契約検査課長 新山司 副課長 本多忠嗣 主事 濱野伸秀 管財課長 柴崎照隆 下水道課副課長 新井雅彦 道路治水課長 森川正幸 主査 大塚貴弘
会議次第	<p>1 開会（契約検査課長）</p> <p>2 委員長あいさつ（山下委員長）</p> <p>3 議事（進行＝山下委員長）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">①建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p style="padding-left: 40px;">②入札参加停止情報について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 審議案件</p> <p style="padding-left: 40px;">①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)4 件</p> <p style="padding-left: 40px;">②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1 件</p> <p style="padding-left: 40px;">③建設工事案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p style="padding-left: 40px;">④建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)3 件</p> <p style="padding-left: 40px;">⑤建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 委員による協議</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 審議結果講評</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他</p> <p>4 閉会（契約検査課長）</p>

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p style="padding-left: 20px;">①建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">[委員長]：入札不調案件で、水谷中学校エレベーター工事が結果が 2 つ記載されているが経緯は。</p> <p style="padding-left: 20px;">②入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 25 年度上期執行入札より 10 件抽出。</p>	<p>[事務局]：資料 1～7 に基づき説明を行った。</p> <p>[事務局]：入札を 2 回執行していて、2 回目は参加者の地域範囲を広げた。それでも不調となり、最終的に随意契約とした。</p> <p>[事務局]：資料 8 に基づき説明を行った。</p>

案件抽出委員：建設工事6件、建設関連業務は4件。一般競争入札、指名競争入札、随意契約の分布比に応じて、工種・担当課・落札率の極端に低い又は高い案件・不調となった案件から選定した。

①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)4件

- 1 市立富士見台中学校屋内運動場改修工事
- 2 送水管布設替工事
- 3 市立富士見特別支援学校大規模改造電気設備工事(第1期工事)
- 4 柳瀬第9汚水管渠築造工事(第2工区)

1 市立富士見台中学校屋内運動場改修工事

委員長：本工事は、様々な種類の工事が入っているが工種を決めるにあたって、金額の比率等どのように決定したのか。

委員：落札業者は、市内支店業者で、ここ数年仕事を受注していなかったようだが、本店の所在地は。

委員：支店での入札参加資格申請にあたって、登録基準のようなものはないのか。例えば営業規模など。また、その基準は満たしているか。

2 送水管布設替工事

委員：入札参加者は20社。地域要件を県内まで広げた意図は何か。また、この中で市内本支店業者の数は。

委員長：本件では、最低制限価格未満で失格になる業者が多く、何か大きな原因があったのではないかと。例えば、市の積算と業者の積算の単価等に大きな差があるとか。

委員長：人口が増加している地域であるので、発注にあたり、今後の人口を見据えた管径の選定を行っているか。

3 市立富士見特別支援学校大規模改造電気設備工事(第1期工事)

委員長：2件目もそうだったが、辞退する業者が多い。入札への影響はないのか。また、辞退した業者に事情を聴いたりしないのか。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

管財課：建築工事8割5分、電気工事1割、機械設備工事5分といった比率で、主が建築工事であったので、建築工事で発注している。

事務局：市内は営業所で、本店はさいたま市にある業者。

事務局：営業規模での縛りはないが、建設業許可を支店で受けている必要があるため、専任の技術者が配置されていることは必須になる。

事務局：年度毎に定めた地域要件に基づき発注をしているため、土木工事で1億円を超えた場合は、その要件に基づき、県内本支店Aランクの業者まで参加できることになっている。市内業者の参加は、支店業者が1社。

事務局：入札制度が改正され、最低制限価格の算定式が変わり、基準が上がったことを業者が知らなかった可能性もある。市の積算は、国や県等の最新の単価で積算をしている。業者の積算によっては開きが生じる。

部長：年次計画で耐震型の管へ入れ替えを行っていて、ふじみ野地域の人口は増えているものの、利用量は微減という状況で、今の600mm管で十分な容量があるので、変更の必要は無かった。

事務局：辞退された業者に直接事情を聴くことはしていない。入札への影響がないとは言えないが、積算結果、手持ち工事や下請けの事情等で入札に至らなかった理由があると考えている。

委員長：本件でも最低制限価格未満の失格者が多い。

委員：市内本支店業者は、何社参加しているか。

4 柳瀬第9汚水管渠築造工事（第2工区）

委員長：効率性を考えるなら、計画的に上下水道と一緒に布設していくのが良いと思うが、この地域だけ下水道が入っていなかったのはなぜか。また、布設計画は。

委員：都市化が進んでいるようだが、容量は十分に確保できているか。

②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1件

1 道路築造工事（25-第2工区）

委員：列車見張員を配置する条件があったため、指名競争入札としたようだが、東武鉄道株式会社に派遣していただくという条件を付けられれば、一般競争入札にできたのでは無いか。

委員：落札率が高く、落札業者以外の3社は予定価格超過で無効となっている。今回は4社指名であるが、県内で他に指名可能な業者はいなかったのか。

③建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

1 市立水谷小学校南校舎大規模改造建築工事

委員：まず、結果の整理をしたい。1回目の入札で4社入札に参加したが、1社は最低制限価格未満で失格になり、他の3社は予定価格超過で無効となった。翌日に行った2回目の入札は、この無効となった3社に対して執行したが、3社とも辞退した。結果として、見積徴取に切り替え、最初に失格した業者と随意契約をした。これでよいか。

委員：見積徴取は、参加した4社のうち2社からとしている。4社全てからとしなかった理由は何か。

委員：見積徴取も1社辞退となっている。結果として1社見積と変わらなかったと。

部長：4月から労務単価が大幅に上昇し、この上昇率については国交省等から公表されていて、この案件は、単価が上昇している。これは、業者も把握しているはずではあるが、結果は、ばらつきがでってしまった。

事務局：市内本店業者が2社参加している。

下水道課：水子地域は、以前、県の暫定逆線引き地区に指定されていたため、下水道の布設が遅れていた。平成22年度に市街化区域に編入され、当初10年計画で布設を完了する予定であったが、都市開発が早く、計画を前倒し5年で布設を終える予定である。

下水道課：人口増を先取りする形で設計しているのので、増加については問題無いと考えている。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

事務局：東武鉄道株式会社との協議の中で、見張員は、施工する工事業者から配置するよう要請されたため、東武鉄道列車見張員を配置している工事業者を選定する必要があった。

事務局：県内で見た場合は、先ほどの列車見張員を配置可能な業者は少なくない。市内工事業者を指名した時に、適正な競争となるよう、市内工事業者と同等規模の県内業者を指名している。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：そのとおり。

事務局：担当課に確認したところ、当初は4社から見積徴取する予定であったが、参加意思の確認をした時に、2社から断られたと聞いている。正式に依頼する前であったので辞退扱いはできない。

事務局：そのとおり。依頼は受けたものの、1社辞退した。

委員：最低制限価格を下回ると失格で、予定価格超過の場合は2度目に参加できる。この違いは何か。

委員：予定価格超過の場合は、値引きにあたるので品質を確保しつつ、工事内容の見直し等で納得が出来る。

委員長：受注業者は、失格となった入札額と比べると随意契約時の見積価格が大幅に上がっていて、予定価格に近い価格になっている。どうして、このような結果になったのか。疑念を持たれかねない。

④建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)3件

- 1 (仮称)ふじみ野出張所等公共施設整備設計業務委託
- 2 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託
- 3 公園等樹木維持管理業務委託(その4)

1 (仮称)ふじみ野出張所等公共施設整備設計業務委託

委員：工事の発注予定は、落札業者は、富士見市で受注した実績はあるのか。

委員：ふじみ野小学校は問題なかったのか。

委員：落札金額が非常に安い。この金額で設計が組めるのか心配である。落札業者にこの金額について履行可能か確認は行ってるか。

委員長：業務委託に最低制限価格を設定しない理由は何か。

委員長：業務委託については、割引き出来るなら幾らでも安くという方針と。

2 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

委員：7社指名し、落札業者以外の6社は予定価格

事務局：県も同じ運用をしているが、最低制限価格未満で入札した場合、2回目は、自社で積算した結果に対して、価格を増す操作を行うことになる。それを防止するために失格としている。

事務局：そのとおり。

事務局：業者の出してきた見積書の結果であり、仕方ないと考えている。担当課が業者に確認したところ、入札時に失格となったため、予定していた下請業者をキャンセルして、再度見積りを依頼したところ、断られたため、違う下請けに依頼した。その結果、金額が大幅に上がってしまったと聞いている。夏場は工事が多いため、下請業者を繋ぎ止めておくことは難しかったのではと考えている。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

部長：工事は、来年度発注を予定している。実績については、ふじみ野小学校の設計監理の実績がある。

部長：問題無かった。会社の経営規模としては、大きい設計会社になるので、こういった規模の建物は十分な実績がある。

部長：確認している。意匠、構造や設備の設計について社内に技術者がいるので費用を抑えられること、駅前に建設される公共施設ということで実績を作りたかったと聴いている。こちらも問題無いと判断して契約を行い、現在も設計は順調に進んでいる。

事務局：市の方針として、現在は工事のみ適用としている。

事務局：工事では、資材等の品質があり、削れない部分があるが、業務委託については、成果品がしっかりと出来ていれば、費用は人件費が主になるので、会社の規模や考え方で費用を削ることが出来ると考えている。

部長：国からの通知で、橋梁について、ここで調査

超過で無効となっている。無効となった 6 社も金額に差が無い。

委員：無効の 6 社のうち 1 社は設計価格で入札をしている。意味合いとしては辞退に近いということか。

委員長：調査の結果、今後の修繕計画はどのように進めていくのか。

委員：業務委託に内訳書をつけさせない理由は何か。

3 公園等樹木維持管理業務委託(その 4)

委員：5 社指名し、落札業者以外の 4 社は予定価格超過で無効となっている。指名業者の範囲を広げるとか何か対策はたてられないものか。

委員：入札金額は、4 桁以下の端数が処理されているものが多く、値引き等で調整を行っているものなのか。

⑤建設関連業務案件に係る審議(随意契約) 1 件

1 実施設計業務委託(特環その 1)に伴う地質調査業務委託

委員：この業務委託は昨年度発注した設計業務に付随する内容だと思うが、この時期に追加の地質調査が必要となった経緯は。

委員：設計中に必要になったということか。これは業者からの要望でということか。

(3)委員による協議

を行い修繕計画を立てないと、今後の調査・工事等で国庫補助が受けられなくなるという事情があり、県内自治体でも本業務と似た案件が多く発注されている。指名した専門業者は、各自治体からも指名を受けているので、価格を下げても受注しようとは思わなかったのかもしれない。

部長：辞退に近いと考えている。

道路治水課：本業務で、目視・打診・コンクリートの中酸化及び強度試験等を行って、現状の確認と評価を行っている。橋の状況によって個別の調査が必要になるので、今後は、詳細な状況を把握し、修繕方法を検討していくことになる。

事務局：業務委託については、成果物に問題が無ければ、工事のように資材等の品質に係る問題が無い。細かい内容を確認する必要が無いと判断し、提出を求めている。

事務局：指名業者数は、金額によって決まっているため、今回の案件では市内本支店の業者から選定をしている。入札の結果であるので、こういう状況も仕方ないと考えている。

事務局：入札の決まりにはないので、業者の考え方によっては、値引きで調整を行っていることもあると考えられる。

事務局：資料「様式第 6 号その 3」に基づき案件の説明を行った。

下水道課：昨年度発注した実施設計業務委託であり、設計内容は基本設計から実施設計を含む。総延長が長く、検討箇所が多いため、履行期間を延長していた。今回、既存のボーリングデータでは、工法の選定が難しい状況となったため、追加のボーリング調査を実施した。

下水道課：設計中に必要となったため、請負中の業者に 1 社随契としている。ボーリング調査を実施したのは、国道 254 号線バイパスの下を潜る箇所ので、業者から推進工法を選定するために詳細な地質データが必要という要望があり、下水道課としても検討し、必要と判断した。

<p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載) 委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	
---	--

委員会意見	<ul style="list-style-type: none">◆業務委託についても、品質を確保するための対策が必要。◆予定価格を超過する入札者が多く見受けられるので、減少するような対策が必要。◆工事発注時期の平準化に取り組むこと。
-------	--